　様式第1号(第5条関係)

西原町教育委員会(共催・後援)申請書

　　年　　月　　日

西原町教育委員会教育長　殿

　　　　　住　所

(申請者)　団体名

代表者 　 　　　 印

　西原町教育委員会共催及び後援承認事務取扱要綱第4条の規定に該当する事業を下記の内容で実施しますので、同要綱第5条の規定に基づき(共催・後援)を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 日　　時　(期　　間) | 年　　月　　日(　)　～　　　　　年　　月　　日(　)  午前・午後 時　　分 ～ 午前・午後 　 時　　分 |
| 会　　　　場 |  |
| 趣旨及び目的 |  |
| 具体的な事業内容  (講習会にあっては、講師及び講演内容を含む。) |  |
| 具体的な援助方法 |  |
| 主催団体名 |  |
| 他の共催又は後援団体  名(予定を含む。) |  |
| 参加対象者 |  |
| 参加見込者数 |  |
| 入場料等 |  |
| 責任者連絡先 |  |
| 備　　　　考 |  |

※申請書の記載方法については、裏面をよくお読みください。

(裏　面)

＜申請時の注意点等＞

　1　事業を実施する際及びその前後において、特定の団体の利益を目的とした活動(宣伝、勧誘等)が行われることが認められる場合は、共催又は後援の承認を行うことができない場合がありますので御注意ください。

　2　申請書中の各欄はできる限り詳細に記入してください。欄中に収まらない場合は、別紙としていただいても結構です。なお、記載内容が不明なときは、申請書を受理できない場合がありますので、御注意ください。

　3　必要に応じて申請書に次の書類を添付して提出してください。

(1)　事業の具体的な内容が分かる資料(開催要項、企画書、チラシ等)

(2)　団体の活動について分かる資料

①　団体の規約、役員名簿、今までの活動内容概略等(初回申請の場合)

②　収支予算書(入場料を取る場合)

③　映画等の映像作品の上映会については、下記別表第2の承認基準を満たしていることを証する書類

4　申請書は開催日の30日前までに提出してください。

＜参考＞　西原町教育委員会共催及び後援承認事務取扱要綱(抜粋)

　(承認基準）

第4条　共催又は後援の承認基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

2　映画等の映像作品の上映会については、前項に規定する承認基準に加え、別表第2に掲げる承認基準を満たさなければならない。

別表第1(第4条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 主催者についての承認基準 | 1　国、地方公共団体及びこれらの機関並びにその連合体  2　教育機関及び教育研究団体  3　新聞社、放送局等報道機関  4　公益法人その他教育、芸術、文化、福祉又はスポーツの向上及び普及に寄与する事業を行う団体(宗教団体又は政治団体を除く。) |
| 事業内容についての承認基準 | 1　西原町教育委員会の教育行政の運営方針に反しないものであること。  2　幼児教育、学校教育、特別支援教育、生涯学習、文化財、社会体育等西原町教育委員会の所掌事項と関連するもので、高い公益性を有すると認められるものであること。  3　西原町を含む範囲の事業であって、開催の日時及び場所、設備並びに運営が適切であること。  4　政治的、宗教的又は商業的活動に関するものでないこと。  5　特定の団体の利益を目的とするものでないこと。  6　営利を目的とするものでないこと。  7　公序良俗に反するものでないこと。 |

備考

1　主催者については、主催者についての承認基準1から4までのいずれかに該当するものでなければならない。

2　事業内容については、事業内容についての承認基準の1から6までの全ての項目に該当しなければならない。

別表第2(第4条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 承認基準 | 1　映像作品が、「文部科学省選定作品」又は「文部科学省特別選定作品」であること。  2　映像作品が、国又は地方公共団体若しくは公益社団法人日本ＰＴＡ全国協議会の推薦を得たものであること。  3　映像作品が、次の事項について国、地方公共団体その他これに準ずる公共的団体の認証を得たものであること。  (1)　別表第1「事業内容についての承認基準」の2、4及び5を満たすものであること。  (2)　事実に関する描写は、正確かつ中立的であること。  (3)　倫理性に欠け、又は風紀を乱すものでないこと。  (4)　画面、色彩、音声、用語及び解説が適切であること。  (5)　社会的な悪影響又は社会的非難のおそれがないものであること。 |

備考　上映会で上映される映像作品については、その全てが承認基準のいずれかに該当するものでなければならない。